

『トータルリターン通知制度』について

『トータルリターン通知制度』とは、お客様が保有されている投資信託について、分配金の受け取りや一部解約等を反映した総合的な損益状況（トータルリターン）をお知らせする制度です。

トータルリターンの計算式

トータルリターン = (A) 評価金額 + (B) 累計受取分配金額 + (C) 累計売付金額 - (D) 累計買付金額

(A) 評価金額 = 計算基準日現在の解約価額 × 計算基準日現在の保有口数 ÷ 計算口数 (※)

(B) 累計受取分配金額 = 税引後の分配金受渡金額の累計

分配金受渡金額 = [当期の分配金額 (1口当たりの分配金 × 保有口数)] - 当期の分配金額に係る税額

(C) 累計売付金額 = 売却金額の累計

売却金額 = [解約価額] × [換金口数] ÷ [計算口数] - [換金手数料] - [換金手数料に係る消費税額]

(D) 累計買付金額 = 買付金額の累計

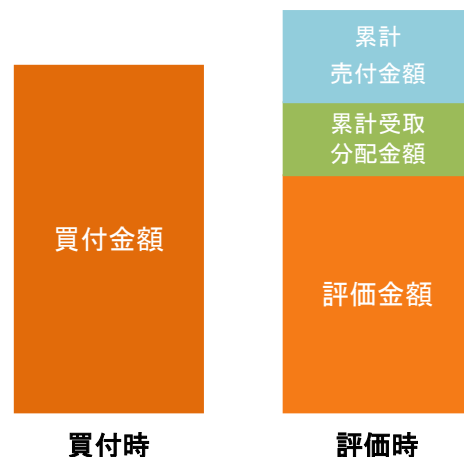
買付金額 = [約定代金 (基準価額 × 買付口数 ÷ 計算口数)] + [販売手数料] + [販売手数料に係る消費税額]

※ 計算口数について (1口 = 1円の時は10,000口、1口 = 10,000円の時は1口です)

実際の取引例に従ってトータルリターンを計算してみます。計算を簡単にするために手数料・消費税は考慮しないこととし、条件は以下の通りとします。

- 買付時の基準価額：10,000円 ○ 計算基準日現在の解約価額は11,500円 ○ 買付口数は1,000万口
- 保有期間中は1万口当たり50円の分配金支払いがあった
- 買付してから8回目の分配金の支払いがあった後に、10,500円で200万口一部売却を行った
- 一部売却後、4回分配金の支払いがあり、その後にトータルリターンの計算基準日を迎えた

- (A) 評価金額は
「11,500円 × 800万口 ÷ 10,000口 = 920万円」
- (B) 累計受取分配金額は
8回目の分配金支払いまでは
「50円 × 8回 × 1,000万口 ÷ 10,000口 = 40万円」
9回目から4回分の分配金支払いは
「50円 × 4回 × 800万口 ÷ 10,000口 = 16万円」
- (C) 累計売付金額は
「10,500円 × 200万口 ÷ 10,000口 = 210万円」
- (D) 累計買付金額は
「10,000円 × 1,000万口 ÷ 10,000口 = 1,000万円」



よってトータルリターンは

(A) 920万円 + (B) 40万円 + 16万円 + (C) 210万円 - (D) 1,000万円 = +186万円となります。

上記の例のように、分配金を含めたトータルリターンの計算は難しく、実際には上記の計算例に加えて手数料・消費税や税金が加わるため、計算が非常に複雑になります。お客様の投資信託の損益状況について分かりやすくお伝えするのが『投資信託等のトータルリターンのご案内』です。

当社が通知対象とする投資信託の範囲等について最終ページに記載がございますので、必ずご確認下さい。

日産 太郎 様

日産証券株式会社



お取引店 本店
担当者名 日産 花子
電話番号 03-1234-5678
作成年月日 2018年 1月 9日

平素は格別のお引立てをいただき厚く御礼申しあげます。
お預りしております、投資信託等のトータルリターンのご案内を申しあげます。
なお、ご不明な点がございましたら、お取引店の管理責任者まで直接ご連絡ください。

投資信託等のトータルリターンのご案内
【計算基準日 2017年12月29日】

お客様口座番号：890051234

ページ 1 / 1

[illegible]

※当書面に記載された金額は、税額計算に使用できません。

【トータルリターンについて】

- (1) トータルリターンは以下の計算方法で算出しております。
トータルリターン＝（「（A）評価金額」＋「（B）累計受取分配金額」＋「（C）累計売付金額」）－「（D）累計買付金額」
- (2) 各計算要素は以下の計算方法で算出しております。
- (A) 評価金額＝〔計算基準日現在の解約価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕
- (B) 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕
分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕
- (C) 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕
売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕
- (D) 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕
買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕
- ※1 評価金額が外貨の場合は、「計算基準日における銀行T T M」を用いて円貨換算した金額により評価金額を計算しています。
- ※2 評価金額および累計売付金額は、譲渡益税を考慮していません。
- ※3 外貨決済を行っている場合、買付金額と売却金額は「受渡日における銀行T T M」、分配金については「お支払日における銀行T T M」を用いて円貨換算しています。
- ※4 各計算要素は円未満切り捨てで計算されています。
- (3) トータルリターンの算出は、以下の投資信託を対象としています。
- ① 契約型公募株式投信
（対象外）契約型公募株式投信の内、E T F、勤労者財産形成貯蓄制度に基づく投資信託、ミリオン型投資信託、確定拠出年金制度に基づく投資信託は、対象外としています。
- ② 外国籍投資信託
（対象外）外国籍投資信託の内、MMFは対象外としています。
- (4) トータルリターンは、以下の範囲において算出しています。
2010年7月1日以降（注）に新たに買付された銘柄のうち、計算基準日時点で保有されている投資信託について銘柄ごとに算出しています。同日前から継続して保有されていた銘柄については算出対象外としていますので、同日以降に追加買付された場合においても、当該銘柄は算出対象外としています。
（注）DWS南アフリカ・ランド・短期債・ファンドについては2015年2月2日以降に新たに買付された場合に算出対象としています。
- (5) その他の留意事項
- ① 一般預りと累積投資において同一の投資信託を保有している場合には、別々にトータルリターンを算出しています。
（注）2014年12月1日前に同一の投資信託を一般預りから累積投資に変更を行った場合、トータルリターンは算出していません。
ただし、2014年12月1日以降に投資信託を一般預りから累積投資に変更を行った場合、トータルリターンは算出されます。
- ② 非課税口座と課税口座において同一の投資信託を保有している場合、合算してトータルリターンを算出しています。
- ③ 相続・贈与により取得した投資信託は、トータルリターンの算出対象外としています。
- ④ 他社から移管された投資信託は、トータルリターンの算出対象外としています。
- ⑤ トータルリターンは、毎年12月末を計算基準日として算出し、翌年1月に通知します。
- ⑥ トータルリターンの算出対象となっている投資信託について、一部移管等を行った場合は残存口数に応じてトータルリターンを算出しています。
- ⑦ 担当者へのお問い合わせにより、直近の前月末を計算基準日としたトータルリターンをご確認いただけます。